

まちづくり環境委員会
令和3年11月30日・12月1日
まちづくり推進部 資料18番
所管 建築調整課

大田区民住宅条例の一部改正について  
(令和3年第四回大田区議会定例会の提出議案)

1 改正理由について

借上型区民住宅プラムハイツ澤田の借上期間の満了に伴い、令和4年4月30日付けで当該住宅の区民住宅としての用途を終了し、建物所有者へ返還するため。

2 返還する住宅

(1) 対象住宅

- ①所 在 大森西二丁目6番1号
- ②名 称 プラムハイツ澤田
- ③戸 数 48戸
- ④その他 駐車場9台

(2) 改正概要

別表2借上型区民住宅の表から「プラムハイツ澤田」を削除する。

(3) 施行予定日

令和4年5月1日

大田区民住宅条例（平成8年条例第21号）新旧対照表

新				旧			
○大田区民住宅条例 平成8年3月15日 条例第21号 別表（第3条関係） 1 建設型区民住宅（略） 2 借上型区民住宅				○大田区民住宅条例 平成8年3月15日 条例第21号 別表（第3条関係） 1 建設型区民住宅（略） 2 借上型区民住宅			
名称	位置	戸数	駐車場	名称	位置	戸数	駐車場
<u>(削除)</u>				プラムハイツ澤田	大田区大森西二丁目6番1号	48戸	9台
プラムハイツ・コパン	大田区本羽田一丁目22番19号	30戸		プラムハイツ・コパン	大田区本羽田一丁目22番19号	30戸	
付 則 この条例は、令和4年5月1日から施行する。							